



# 社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第124号

平成28年3月29日(火)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

## ■◆お役立ち情報

### 『省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金について』

...省エネにつながる既設設備の更新に利用できる補助金です。

「省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」は、工場・事業場・店舗等における既設設備を更新して省エネルギー効果が得られる場合に、設備費用の一部を補助してくれるものです。

概要をみておきましょう。

#### ■補助対象事業主

国内で事業活動を営んでいる法人および個人事業主が対象です。

#### ■補助対象事業

◇工場・事業場・店舗等において使用している設備を更新する事業であること。  
◇既設設備を省エネルギー性の高い補助対象設備に更新することにより省エネルギー効果が得られる事業であること。

#### ■補助対象経費

対象となる経費は購入する補助対象設備の設備費用のみです。設計費、既存設備の撤去費、運搬費、据付・工事費等は対象になりません。

#### 【補助対象設備の設備区分】

- 高効率照明
- 高効率空調
- 産業ヒートポンプ
- 業務用給湯器
- 高性能ボイラ
- 低炭素工業炉
- 変圧器
- 冷凍冷蔵庫
- FEMS(エネルギー監視装置)

#### ■補助金額

対象となる経費の1／3以内で、1事業者の上限は1億円、下限は50万円(中小企業、個人事業主は30万円)です。

#### ■公募期間

1次公募の締切は平成28年4月22日です。公募は2回行われ、2次公募は6ヶ月頃から公募開始の予定です。1か月ほどの短い公募期間ですが、2次公募もありますので、設備の更新をお考えの方はご検討ください。

補助金の詳細は、事務局である一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページからご確認ください。